

監査の信頼性と公認会計士・監査審査会の役割

松 井 隆 幸

目 次

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. はじめに | 4. 審査会のモニタリング |
| 2. 公認会計士監査の意義 | 5. サステナビリティ情報開示への対応 |
| 3. 監査の信頼性を確保する制度 | 6. おわりに |

本稿では、公認会計士監査の意義について概説した上で、監査の信頼性確保のための制度として、個別監査業務の品質管理、監査事務所の品質管理、品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会によるモニタリングについて説明した。特に、モニタリングに関しては、その役割を指摘し、報告徴収及び検査の概要を紹介した。続けて、サステナビリティ情報の開示と保証の動向について述べ、情報開示の信頼性確保のための課題を指摘した。

1. はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、審査会）は、2004年4月、公認会計士法に基づき、公認会計士審査会を改組・拡充して、金融庁に設置された。当時、米国では、エンロン事件などの会計不正事件に対応して、企業改革法、いわゆるSOX法が制定された。SOX法に基づき、PCAOB（注1）の設置、内部統制報告制度の導入などの制度改革が実施されたところであった。

そこで、金融審議会・公認会計士制度部会において、米国での対応などを踏まえ、制度のあり方

について検討が行われた。検討の中で、日本公認会計士協会（以下、協会）による品質管理レビューは、自主規制の具体化として尊重されるべきであるが、身内によるレビューでは監査の公平性と信頼性の確保には限界があると指摘された。これを受け、行政において監視・監督の立場から、自主規制の限界を補完する機関として、審査会は設置された。

審査会は、会長及び委員9名以内で構成される合議制の機関である。会長及び委員は、衆参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使する。審査会の使命は、公



松井 隆幸（まつい たかゆき）

公認会計士・監査審査会 会長。1985年拓殖大学 商学部助手。専任講師、助教授を経て、1997年拓殖大学 商学部 教授。2005年青山学院大学 大学院会計プロフェッション研究科教授、2015年研究科長。2016年公認会計士・監査審査会委員（常勤）に就任。2022年4月より現職。イリノイ大学客員研究員（1994～95年）、公認会計士試験試験委員（2013～16年）、NECネットエスアイ（株）社外取締役（2008～16年）などを歴任。

認会計士監査の品質の確保・向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の公平性と透明性を高めることである。また、審査会の主な業務は、監査事務所等に対する審査、報告徴収及び検査等（以下、審査、報告徴収及び検査等を総称し、モニタリング）、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、諸外国の関係機関との連携・協力である。

本稿では、資本市場で開示される情報の信頼性確保における監査の意義について概説した上で、監査の信頼性を確保するための制度について説明する。特に、審査会の業務の中でも監査の信頼性確保に直接影響する監査事務所に対するモニタリングを取り上げ、監査の信頼性確保における審査会の役割について説明する。加えて、サステナビリティ情報開示の動向についても触れ、若干の私見を述べる。

なお、本稿で述べる意見等は私見であり、審査会の見解ではない。

2. 公認会計士監査の意義

証券アナリストの方々は、有価証券報告書等の開示書類を活用して上場会社等の分析を行い、適切な情報発信を行うことを通し、証券の円滑な流通や公正な価格形成、証券投資の健全化に貢献されているものと拝察している。財務諸表等を含む開示情報を分析して情報を発信する場合、開示情報が信頼できることを前提としているのではないだろうか。

開示情報は上場会社等の経営者が作成する。経営者には、場合によっては、不都合な情報は隠したい、状況を実際よりも良く見せたいという誘惑

が生じることもある。財務諸表等の作成・開示には、作成者側による会計方針の選択や会計見積もりが必要であり、そのため、不適切な財務諸表等の開示がなされる余地がある。

一方で、証券アナリストを含む情報利用者は、当該会社について経営者ほど詳細な内部情報入手することは困難であり、会計などについての知識も、経営者と比較すれば十分ではない場合が多い。情報利用者自身が財務諸表等の信頼性を確かめることは困難な状況になる。とはいえ、情報が信頼できなければ、適切な分析に基づく情報発信を行うことはできず、公正な価格形成、証券投資の健全化に貢献することはできない。その結果、資本市場は活性化されず、会社の資金調達は滞り、経済は停滞する状況となりかねない。

この問題を解決するため、財務諸表等に関しては、監査人が経営者と情報利用者の間に立ち、情報の信頼性を確かめる監査を実施することが必要となる。監査人が財務諸表等の信頼性を確かめ、信頼できることを情報利用者に伝達すれば、情報利用者は信頼して情報を利用することができる。金融商品取引法第193条の2第1項において、有価証券報告書等で開示される財務諸表に公認会計士又は監査法人による監査を受けるように求める理由である。

この場合、情報利用者が監査を信頼できることが、財務諸表等を信頼するために必要である。そこで、制度上、監査を実施するための専門的知識や実務経験を有し、公正不偏の判断を下せる立場にある監査人が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施することを確保することにより、監査の品質を確保し、監査に対する信頼を確保する。

(注1) 米国における監査法人の監督機関、Public Company Accounting Oversight Board（公開会社会計監督委員会）の略称。

金融商品取引法では、専門的知識や実務経験を有し公正不偏の判断を下せる者が監査人となるように、監査の実施者を当該財務諸表等の作成者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人に限定している。そして、公認会計士となるには、公認会計士試験に合格した上で業務補助や実務補習等の一定の要件を満たし、協会に登録することが求められる。なお、監査法人とは、監査業務を行う公認会計士事務所の中で、監査業務の組織の実施を目的として、公認会計士法に基づき設立された法人である。上場会社に関しては、ほとんどすべての場合について、監査法人が監査を担当している。監査法人による監査において、監査責任者となるのは、公認会計士である社員に限定される。

次に、一般に公正妥当と認められる監査の基準として、企業会計審議会が策定する「監査基準」や協会が策定する「監査基準報告書」がある。公認会計士は、監査に当たって、これらの基準に準拠することが求められている。

監査基準第一「監査の目的」では、監査目的を「経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある」と規定している。この意見表明に加え、監査基準第四「報告基準」では、監査プロセスの透明性を向上させる観点から「監査上の主要な検討事項」を記載するように求めている。また、財務諸表とともに開示される財務諸表以外の情報の中に財務諸表の表示等との間に重要な相違があるとき、監査の信頼性に疑問が生じかねないとの観点から、「その他の記載内容」を通読し、報告

すべき内容等がある場合には、監査報告書に記載するように求めている。加えて、情報の利用者の理解に役立てるため、利用者の注意を喚起する必要があると監査人が判断した場合には、会計方針の変更、重要な偶発事象及び重要な後発事象等を監査報告書に追記情報として記載することを求めている。

適切な意見を表明し、監査基準で求められる情報を提供することにより、財務諸表等の信頼性の程度を明らかにすることが監査に求められることである。これにより、情報利用者は監査に信頼を置くことができ、財務諸表を信頼して利用することができる。

3. 監査の信頼性を確保する制度

適切な監査意見が表明され、必要な情報が提供されるためには、公認会計士又は監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施しなければならない。上場会社の個別監査業務は、直接には、各監査事務所が監査チームを編成して実施する。したがって、個別監査業務における各監査チームによる品質管理は、監査の基準に準拠した監査の実施を確保するための第一の防御ラインになる。

各監査チームとその品質管理を支えるのが、監査事務所における品質管理である。協会は、監査事務所の品質管理が有効に機能しているかどうかを評価するため、品質管理レビューを実施している。協会の品質管理レビューの限界を補い、公的な立場から各監査事務所における品質管理態勢の実効性を確かめることが、審査会に課せられた役割である。

このように、わが国では、監査の信頼性を確保するために、重層的に、監査の基準に準拠した監

査の実施を確保する体制を構築している。第3章では、個別監査業務の品質管理、監査事務所における品質管理及び協会の品質管理レビューについて概要を紹介し、第4章における審査会のモニタリングについての説明につなげる。

(1) 個別監査業務の品質管理と監査事務所の品質管理

監査事務所は、企業会計審議会が策定する「監査に関する品質管理基準」及び協会が策定する「品質管理基準委員会報告書」等に準拠して、品質管理システムを整備・運用することが求められる。

図表1は、品質管理態勢と個別監査業務の関係を示している。個別監査業務は、監査契約の締結に始まり、計画立案、手続実施（監査証拠の入手）、監査意見形成を経て、監査報告書の発行で終了する。個別監査業務のプロセスに直接関係する品質管理としては、契約リスクの評価、業務執行社員（監査責任者）による監査補助者に対する指示・監督や監査調書の査閲、専門的な見解の問合せ、審査などがある。個別監査業務のプロセス以外に関するものとしては、職業倫理及び独立性、人材の採用、教育・訓練などがある。個別監査業務に

関しては、業務執行社員が監査事務所の方針及び手続等に準拠して、品質管理を実行する責任を負う。

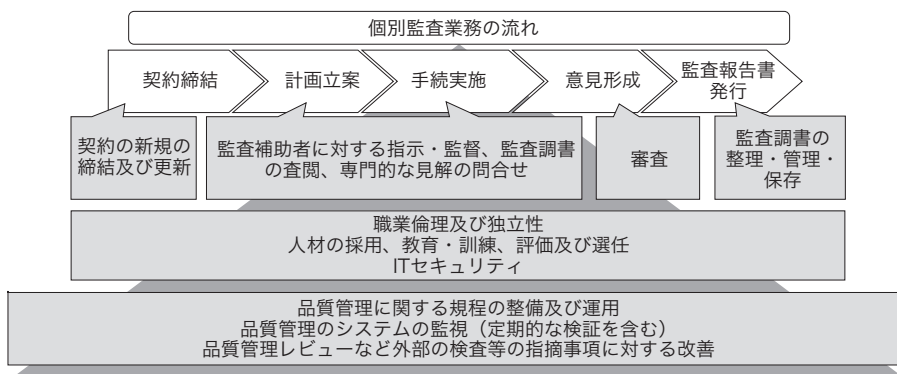
監査事務所は、品質管理システムが適切に機能するよう、品質管理に関する規程の整備及び運用や品質管理システムの監視を行うとともに、品質管理レビューなど外部の検査等の指摘事項に対する改善を行う。監査事務所の最高責任者は、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負う。

個別監査業務の品質管理は、監査事務所の品質管理システムの中で機能する。したがって、個別監査業務の品質管理が有効に機能し、監査の基準に準拠した監査の実施を確保するために、監査事務所の最高責任者は、品質管理システムの構築・運用においてリーダーシップを発揮することが求められる。

(2) 品質管理レビュー

監査事務所が品質管理システムを適切に構築・運用しているかは、協会による品質管理レビューにより確かめられる。加えて、品質管理レビューは、不備が発見された場合には指摘し、改善を促

図表1 品質管理態勢と個別監査業務の関係



（出所）審査会 [2023c] 26ページ

すなどの指導・監督を行い、監査品質の確保を図ることも目的としている。

品質管理レビューには、「通常レビュー」と「特別レビュー」がある。通常レビューは、定期的に（原則として3年に1度）実施するレビューであるのに対し、特別レビューは、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備・運用状況を確認するレビューである。品質管理レビューの対象となる監査事務所は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所とされ、上場会社の監査を実施する監査事務所は対象となる。

通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」「重要な不備事項のある実施結果」「極めて重要な不備事項のある実施結果」のいずれかで示される。実施結果にかかわらず、改善勧告事項がある場合には、改善勧告書を作成し監査事務所に交付する。改善勧告書を受領した監査事務所は、重要な不備事項等に係る改善勧告事項に対する改善措置を記載した改善計画書を提出し、改善に取り組むことが求められる。

協会〔2023b〕（2ページ）によれば、2022年度におけるレビューアの人数は37人である。2022年度における通常レビュー対象監査事務所は216事務所、うち92事務所に対して通常レビューを実施し、89事務所（2021年度に繰り越しであった2事務所を含め、2023年度に繰り越しとなった5事務所を除く）にレビュー報告書を交付している（協会〔2023a〕29ページ）。そのうち、「重要な不備事項のある実施結果」は2事務所、「極めて重要な不備事項のある実施結果」は3事務所、84事務所は「重要な不備事項のない実施結果」となっている（協会〔2023a〕34ページ）。

2022年の公認会計士法改正により、監査の信

頼性を確保する観点から、上場会社等の監査を行う監査人に対し、より高い規律づけとして法律上の登録制（上場会社等監査人登録制度）が導入され、協会が上場会社の監査を行う監査人の「適格性」を確認するものとされた。また、金融商品取引法第193条の2第1項は、上場会社等について、登録を受けた監査事務所の監査を受けるように改正された。適格性の確認は品質管理レビューによって行われるので、品質管理レビューの重要性は従来にも増して高まった。

監査事務所の品質管理や協会の品質管理レビューについて、公益の立場からその実効性を検証するのが、審査会である。第4章では、審査会によるモニタリングについて説明する。

4. 審査会のモニタリング

公認会計士法による内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、金融庁長官は、委任された権限のうち、①品質管理レビューの報告の受理に関する事務、②協会に対する報告徴収・立入検査権限、③公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収権限、及び④公認会計士、外国公認会計士又は監査法人その他関係先に対する立入検査権限を審査会に委任する（公認会計士法第49条の4）。これらの権限のうち②③④については、協会の品質管理レビューの実効性を高める観点から行われるものと位置づけられる。

審査会は、上記の権限を行使した場合、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士等の監査業務等の適正な運営を確保するために行うべき行政処分等の措置について内閣総理大臣に勧告する権限を与えられている（公認会計士法第41条の2）。

(1) モニタリングの全体像

品質管理レビューの審査、報告徴収及び検査等を含むモニタリングの関係は、図表2のように表すことができる。協会は品質管理レビューを実施し、その結果を審査会に報告する（図表2①）。審査会は報告を受け、協会の品質管理レビューの適切性、監査事務所の監査業務の適切性について審査する（図表2②）。審査会は、審査の結果、必要かつ適当と認める場合には、協会や監査事務所に対して報告徴収又は検査を行う（図表2③）。検査等の結果、必要があると認める場合には、金融庁長官に行政処分等の措置をとるように勧告する（図表2④）。

審査会のモニタリングに関する基本的な考え方は、各期の「監査事務所等モニタリング基本方針」（以下、基本方針）及び各事務年度の「監査事務所等モニタリング基本計画」（以下、基本計画）で示される。なお、事務年度とは、7月に始まり6月に終了する年度のことである。

審査会は1期3年であるため、基本方針は3年ごとに公表する。現在は第7期（2022年4月～2025年3月）で、その基本方針は、2022年5月20日に公表し、2023年7月14日に一部改訂した。基本計画は、各事務年度について公表するもので、

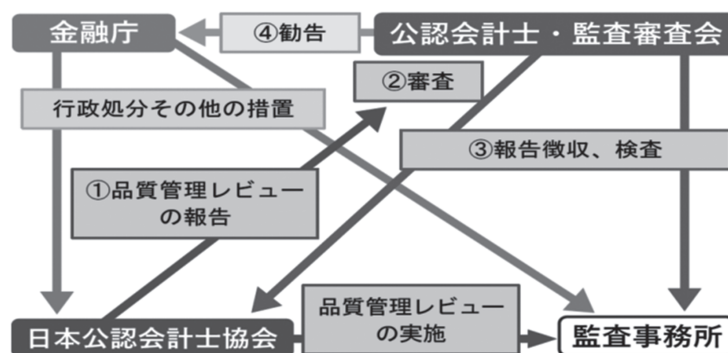
2023事務年度（2023年7月～2024年6月）の基本計画は、2023年7月14日に公表した。

基本方針では、モニタリングの目的について、「常に国民の視点という公益的立場に立ち、…監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促し、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とする」（審査会〔2023a〕2ページ）と明示している。監査品質の確保・向上を図り、監査に対する信頼を確保しなければならないのは監査事務所である。したがって、モニタリングは監査品質の確保・向上を図るように、監査事務所の行動を促進することを目的とする。

次に、モニタリングの実施に当たっては、「個別の監査意見の適否そのものを主眼とするのではなく、…監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図る」ものとし、「品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視する」（審査会〔2023a〕2ページ）というように、品質管理態勢がモニタリングの対象の中心である。

品質管理システムが適切に運営されているかどうかは、個別監査業務において、個別の監査が監

図表2 審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム



（出所）審査会〔2023b〕33ページ

査の基準に準拠して適切に管理され、職業的懐疑心を発揮して実施されているかどうかに現れる。したがって、個別監査業務の検証も検査の対象であり、どの程度の不備が識別されるかにより、品質管理態勢の実効性が判明する。

加えて、品質管理は、監査事務所の業務管理態勢の中で運営されるので、業務管理態勢も対象となる。品質管理システムを構築し、運用の体制を整える責任者は監査事務所の最高責任者である。最高責任者のリーダーシップやガバナンスを含む業務管理態勢は、品質管理が有効に機能するために決定的に重要であるため、報告徴収や検査において、重視している。

検査においては、根本原因分析を重視している。それは、不備発生の直接的原因のみを考慮して個々の改善策を実施したとしても、その効果は一時的なもので、再度同様の不備が発生することとなるからである。また、例えば、個別の不備事項に対応して安易にチェックリストの項目を追加するなどの対症療法的な改善策をとると、対応作業がいたずらに増え、かえって監査業務の妨げとなることもあり得る。そこで、根本原因を究明して、その原因を解消することが、監査の品質の確保・向上には必要となる。

以上のように、審査会はモニタリングにより、公益の立場から、監査事務所の品質管理や協会の品質管理レビューの実効性を促進し、監査の信頼性を確保する制度を機能させる役割を果たしている。

以下では、審査会による報告徴収と検査の概要及び実施状況について紹介する。

(2) 報告徴収

監査事務所の規模は様々であり、資本市場に与える影響の程度も異なる。そこで、審査会では、

監査事務所を大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所に分け、モニタリングの頻度等を決定している。

大手監査法人は、上場国内会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000人以上いる監査法人である。有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwC Japan有限責任監査法人の4法人が該当する。準大手監査法人は、大手監査法人に準ずる規模の監査法人であり、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人が該当する。大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所が中小規模監査事務所である。

審査会が実施する報告徴収には、①大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収、②中小規模監査事務所に対する報告徴収、③中小規模監査事務所に対する検査結果通知後のフォローアップとしての報告徴収、及び④特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収の四つの種類がある。

①は、特に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を定時かつ継続的に把握・分析し、その後実施する当該監査法人の検査に役立てる目的で実施している。ここで入手した情報は、法人間の比較分析や横断的な問題等の把握にも活用している。大手監査法人に対しては、フォローアップ検査（通常検査における指摘事項に対する改善策の検証を中心に実施するもの）に代えて、報告徴収の実施により、改善に向けた取り組みを確認する場合がある。2022事務年度は、2法人について、フォローアップ検査に代えて報告徴収を実施した。

②は、品質管理レビューの結果を踏まえて報告徴収の対象先を選定し、実施する報告徴収である。

品質管理レビューでの指摘事項に関する改善の取り組み、業務管理態勢や品質管理態勢の状況などについて情報を収集・分析し、適切な品質管理の定着を促すことを目的としている。審査会が実施できる検査の数には限りがあるため、この報告徴収は重要と考えている。報告徴収の結果、重大な問題の存在が疑われる監査事務所については、検査における重要な参考情報となる。2022事務年度は、55事務所に対して実施し、うち9事務所について対面又はリモートでヒアリングも実施した。

③は、検査の結果、監査事務所へ通知した問題点について、通知の一定期間後に、その対応状況等を聞き、改善を促すことを目的としている。2022事務年度は、通知後1年程度を経過した1事務所に対して実施した。

④は、検査の結果、業務運営が良好でなく、特に早急に改善を要する必要があると認められた監査事務所について、速やかな改善を促すことを目的とし、検査結果の通知と同時に実施する。2022事務年度は、5事務所に対して実施した。

(3) 検査

審査会による監査事務所に対する検査は、品質管理レビューの審査及び報告徴収の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合に実施される（公認会計士法第49条の3第2項）。原則として検査官が監査事務所へ赴き検査するが、2020事務年度以降は、リモートでの検査手法も活用している。検査対象となる個別監査業務は、監査事務所の規模、基本計画の重点項目、及び被監査会社のリスクの程度等を考慮して選定される。検査に従事する検査官の人数は、主任検査官7人、検査官28人の計35人である。2023事務年度に4名増員したので、2022事務年度までは

31人であった。

大手監査法人は、会社数でいえば上場会社の59.5%、時価総額でいえば90.1%を監査している。資本市場に対する重要性を考えて、2年に1度、通常検査を実施し、通常検査の翌年にフォローアップ検査又は報告徴収により、改善策の実施状況の確認をしている。

準大手監査法人は、会社数でいえば上場会社の17.1%、時価総額でいえば5.9%を監査している。検査の頻度は、従来、原則として3年に1度としていた。しかし、徐々に上場会社監査に占める割合を高めてきたこともあって、原則として2年に1度とした。具体的には、すべての準大手監査法人に対する検査を2023及び2024事務年度中に1度実施し、その後の事務年度からは、各法人に対する検査を原則として2年に1度の頻度で実施することとなる。

個人的意見であるが、準大手監査法人から大手監査法人に比肩する監査法人が出てきてほしいという思いがある。大手監査法人と同水準で監査の品質を確保できる監査法人が出現すれば、被監査会社にとって選択肢が広がる。監査法人間の競争も促進され、資本市場の活性化にもつながるものと考えている。

中小規模監査事務所は、品質管理レビューの結果等を踏まえ、必要があると認める場合に検査している。中小規模監査事務所の数が多いが、上場会社の監査に占める割合は、会社数でいえば23.4%、時価総額でいえば4.0%と限定的であるため、このような取り扱いとなっている。しかし、近年、徐々に中小規模監査事務所が監査する会社数は増えてきているため、今後、モニタリングの限られた資源を、より多く割り当てる方向で検討している。

検査の結果は、各監査事務所へ検査結果通知書

を交付することにより伝達する。検査結果通知書の冒頭には、「特に留意すべき事項」の項目を設け、総合評価を記載した上で、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要を記載する。加えて、監査事務所が不備の根本原因を究明し、本質的な対応を行うために参考となる、検査を通じて把握した事項についても記載するようにしている。

総合評価は、審査会の審議によって決定される。評価は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況の結果に基づき、次の5段階に区分される。

総合評価1「良好であると認められる」：業務運営が良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

総合評価2「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる」：改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。

総合評価3「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない」：業務運営が良好であるとは認められない場合。例えば、業務管理態勢・

品質管理態勢又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

総合評価4「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」：業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。

総合評価5「著しく不当なものと認められる」：品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

総合評価4となった監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を行っている。また、総合評価5となった監査事務所については、原則として、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置をとるように勧告している。

2022事務年度の検査件数は10件である。その内訳は、大手監査法人2件、準大手監査法人2件、中小規模監査事務所5件及び外国監査事務所等1件であった。近年の検査件数を見ても、年間10件程度である。検査件数が少ない理由の一つは、検査期間中に、検査官と監査事務所側の経営陣や品質管理担当者が、審査会等からのアドバイスも考慮しつつ議論し、不備の根本原因を究明することに時間をかけているからである。

図表3は、2016事務年度から2022事務年度までの、総合評価の結果である。その間に、大手監

図表3 2016～2022事務年度検査における総合評価の状況（事務所数）

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	—	3
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	—	4	6
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	—	1	8
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	—	—	10

（図表注）2016事務年度から2022事務年度の間に通常検査に着手し終了した監査事務所。当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

（出所）審査会〔2023b〕46ページ

査法人及び準大手監査法人は、複数回検査を受けているが、図表3では直近の検査結果を示している。個別監査業務の選定に当たってリスクベースをとっていることもあってか、総合評価1を得た監査事務所はまだ存在していない。また、中小規模監査事務所については、品質管理レビューの結果等を受けて、検査の必要性が高いと認められたところを対象としているためか、低い評価になる場合が多い。

検査結果通知書は、勧告の場合を除き、公表されない。勧告の場合には、通知書の「特に留意すべき事項」の部分が公表される。協会[2023c](第16項)では、監査事務所に、被監査会社の監査役、監査等委員又は監査委員に対し、検査結果通知書の内容及び対応状況を書面で伝達するように要求している。審査会でも、監査人に対し、被監査会社の監査役等に、「特に留意すべき事項」の内容をそのまま伝達するように要請している。なお、被監査会社が検査対象となった場合には、当該被監査会社についての指摘の有無とその内容も伝えることになる。

加えて、審査会の承諾が条件となるが、監査事務所は、被監査会社の取締役、被監査会社の親会社の監査役等及び取締役、そして潜在的な被監査会社等に検査結果を開示することができる。

5. サステナビリティ情報開示への対応

2023年1月、金融庁は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を公表した。この改正により、2023年3月31日以後終了する事業年度の有価証券報告書等において、「事業の状況」に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設された。この欄では、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の四つの構成

要素に従った記載が求められる。「ガバナンス」と「リスク管理」の記載は必須であり、「戦略」と「指標及び目標」は各社が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して記載する。また、人的資本の開示として、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績の開示が求められている。気候変動対応については、各社が業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断する場合に記載することとされた。

「企業の概況」の「従業員の状況等」では、新たに「女性管理職比率」「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示が求められた。また、「提出会社の状況」の「コーポレート・ガバナンスの状況等」では、「取締役会等の活動状況」等の開示が求められた。

サステナビリティ情報の開示基準について、国際的には、2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)がS1基準(IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」)及びS2基準(同2号「気候関連開示」)を公表した。国内でも、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)がISSBのS1基準及びS2基準に相当する基準の開発を開始しており、2024年3月末までに公開草案を公表、2025年3月末までに確定する予定である。

サステナビリティ情報も情報の作成者による開示であり、財務諸表等と同様、虚偽の情報が開示されるおそれは存在する。したがって、情報開示の定着とともに、その保証による情報の信頼性確保が必要となると考えられる。

すでに欧州では、上場企業等に対して企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に基づく報告とあわせて限定的保証を導入し、将来的には合理的保証に移行するアプローチが提案されている。ま

た、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、職業会計士以外にも利用可能となるようにすることを念頭に、サステナビリティ保証に特化した包括的な保証基準（ISSA5000）を新たに開発し、2024年9月の最終化を目指している。また、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）は、職業会計士以外にも利用可能となるよう、既存の倫理規則を基にしたサステナビリティ報告・保証に関する倫理・独立性基準開発の作業を実施しており、2024年1月に公開草案を公表した。

開示される情報に対して信頼し得る保証を実施することができるためには、情報の作成・開示基準及びその保証基準が存在し、かつ保証を提供する能力のある保証業務の提供者が存在しなければならない。また、情報作成者には、作成・開示に係る内部統制を構築・運用することが求められる。

現在は、情報の作成・開示基準及びその保証基準が策定され始めた段階である。保証業務の提供者という観点からみると、提供者に必要な専門的知識や実務経験はまだ十分に明らかにされてはおらず、どのような機関が提供者となるべきかはいまだ明確でない。大手監査法人は、サステナビリティ情報関連業務の推進部署を設置して情報収集・分析を行い、法人内で職員の研修を行い、監査法人自体又はグループ会社によりサステナビリティ情報に関するアドバイザリー業務や保証業務を行っている。しかし、審査会〔2023b〕（120ページ）で紹介しているように、金融庁が日経225企業のサステナビリティ情報に対する保証について行った調査（2022年6月時点）によると、65%は保証が付されており、そのうち約半数は監査法人や監査法人系の会社以外の保証機関という状況である。

サステナビリティ情報に関する内部統制の構築もこれからの課題である。COSO〔2023〕（28

～29ページ）は、財務諸表等の財務報告とは異なる三つの本質的特徴として「支配力対影響力」「定量的対定性的」及び「過去対将来予測」を挙げた。特に影響力に関していえば、提供する製品やサービスのライフサイクル全体、例えば製造業の場合、原材料の調達から製品の廃棄に至るまですべてを対象とする必要が生じる。財務諸表等の場合、支配力が及ぶ範囲での統制を考えればよかったのであるが、サステナビリティ情報の場合、その境界は曖昧であり、支配力を欠く場合にいかん統制を構築できるのかが課題となる。定性的で、将来予測に基づくところの多い情報にどう対応するのかもこれからの課題である。

6. おわりに

資本市場における上場会社等による情報の開示は、証券アナリストの方々を含む情報利用者の判断に役立つことを目的とする。したがって、証券アナリストとして、どのような情報が必要であるのかを発信していただくことは、非常に重要である。

監査人は、開示される財務諸表等について監査を行い、財務諸表等が「すべての重要な点において」適正に表示しているかどうかの意見を表明する。その際、何が重要か、重要性判断のための基準は、情報利用者の意思決定に影響を与えるのかわどかである。証券アナリストの方々には、どのような情報にどの程度の変化があれば判断材料となるのかを発信していただければ参考になる。

第3章及び第4章では、公認会計士又は監査法人による監査が監査の基準に準拠して実施され、監査に対する信頼が確保されるための制度について説明した。そして、審査会が制度を機能させる役割を担っているとし、報告徴収及び検査の概要

を紹介した。大手や準大手の監査法人であれば品質管理を担う部門を独立に置き、中小規模監査事務所でも、品質管理責任者を置くなどして、品質管理システムを構築・運用している。そのため、相当の時間と労力をかけている。品質管理レビューや審査会のモニタリングでも、相当の人数をかけ、品質管理態勢をチェックしている。情報を求める際に、信頼性を確保するためのコストについても考慮し、真に必要な情報を求めるようにしていただければ幸いである。

サステナビリティ情報の開示は始まったばかりであるが、早晩、その信頼性を確保することが必要となるであろう。信頼性を確保する適切な保証が可能であるには、作成・開示基準及び保証基準を策定した上で、適切な保証業務の提供者が存在し、作成者側の体制も構築・運用されなければならない。加えて、保証業務の提供者の品質管理を確かめるためのモニタリングが求められるようになると考えられる。サステナビリティ情報の信頼性の確保には、こうした制度の構築・運用が必要

であり、審査会が監査に関して担っているような役割を担う機関が必要となることを指摘して、本稿の結びとしたい（注2）。

〔参考文献〕

- 公認会計士・監査審査会 [2023a] 「監査事務所等モニタリング基本方針」。
- [2023b] 「令和5年版モニタリングレポート」。
- [2023c] 「監査事務所検査結果事例集（令和5事務年度版）」。
- 日本公認会計士協会 [2023a] 「2022年度品質管理レビューの概要（本編）」。
- [2023b] 「2022年度品質管理レビューの概要（資料編）」。
- [2023c] 「監査基準報告書260 監査役等とのコミュニケーション」。
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) [2023] “Achieving Effective Internal Control over Sustainability Reporting (ICSR),” (八田進二・橋本尚監訳「サステナビリティ報告に係る有効な内部統制 (ICSR) の実現」、日本内部監査研究所、2023年)。

（注2）本稿の脱稿後、2024年2月19日開催の金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証に関するワーキンググループを設置し、開示・保証のあり方に係る検討を始めることが決定された。